条例で定めようとする内容をわかりやすく示すため、素案段階ではあえて条文の形態を取らず、箇条書きにしている。

広島県手話言語条例（仮称）の素案

（前文）

　手話言語は、手の形、位置及び動き並びに顔の表情を活用して視覚的に表現する、音声言語とは異なる独自の体系を有する言語である。

　我が国の手話言語は、過去からろう者の生きる権利としてろう者の間で大切に受け継がれ発展してきたが、明治13年にイタリアのミラノで開催された第２回国際ろう教育会議において、口話法で教えることの決議がなされ手話は否定された。

　我が国においても、ろう教育では読唇及び発声の訓練を中心とした口話法で進める訓示が文部大臣からなされて以来、手話の使用が禁止され、広島県においても、地域社会で手話と手話を使うろう者は偏見を持たれたり不当な扱いを受けたりするなど苦難が続き、ろう者の尊厳が損なわれていた。

　また、広島県は、昭和20年の被爆により、大きな被害を受けたが、ろう者は、その経験を手話で語り継ぎ、手話を大切に受け継いできた。

　その後、障害者の権利に関する条約において、言語は音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうとされ、障害者基本法においても、言語には手話が含まれることが明記されているが、今なお手話言語が言語であることに対する理解が十分であるとはいえない。

　手話に関する施策の推進に関する法律において、手話がこれを使用する者にとって、日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話の習得及び使用に関する施策、手話文化の保存、継承及び発展に関する施策並びに手話に関する国民の理解と関心の増進を図るための施策（以下「手話に関する施策」という。）に関し、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項について定められたところである。

　そのため、私たちは、手話言語が音声言語とは異なる独自の体系を有する言語であることについての理解及びその習得の促進を図るとともに、手話に関する施策を推進し、全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格及び個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するため、この条例を制定する。

１　目的

○　この条例は、手話が言語であるという認識の下、手話言語を必要とする障害児及び障害者（以下「手話言語を必要とする者」という。）のほか、手話言語を必要とする者と共に生活し、学び、又は働く者の手話の習得を促進し、もって県民がより多くの機会で手話を使用することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

○　そのために、この条例で次の事項を定める。

・　言語としての手話の認識の普及

・　手話の習得の機会の確保

２　基本理念

○　手話言語に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であり、長年にわたりろう者の間で受け継がれてきた文化的所産であるという認識の下、県民が相互に人格及び個性を尊重し合いながら、手話の使用及び習得の機会の確保が図られるよう推進する。

３　言語としての手話の認識

○　県は、県民に対し、手話が言語として認識されるよう必要な啓発を行う。

○　県は、言語としての手話文化の保存、継承及び発展が図られるよう必要な施策を講ずる。

○　県民は、手話を言語として認識し、手話を使う権利を尊重するよう努める。

４　手話の習得の機会の確保

○　県は、市町、障害者及び関係団体等と協力して、手話言語を必要とする者が乳幼児期からその家族と共に手話を習得できる機会の確保を講ずる。

○　市町、障害者及び関係団体等は、手話を習得できる機会の確保を図るために、必要な協力を行うよう努める。

５　学校に対する手話の習得の機会の確保への支援

○　県は、手話言語を必要とする者が在学する学校に対し、手話を習得できる機会の確保を図るための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行う。

６　事業者に対する手話の習得の機会の確保への支援

○　県は、手話言語を必要とする者が勤務又は勤務を予定する事業者に対し、手話を習得できる機会の確保を図るための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行う。

７　推進体制

○　県は、条例の進捗状況を評価するとともに、手話言語の認識の普及及び手話の習得の機会の確保に係る施策を総合的に推進するため、県、市町、障害者、関係団体及び事業者その他の関係者が 意見を交換し、及び相互に協力することができる推進体制を整備する。

８　財政上の措置

○　県は、手話言語の認識の普及及び手話の習得の機会の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。